

# 金融機関向けIFRS最新情報

2014年2月の動向



# 目次

1.金融商品： 分類及び測定	P. 3
2. 金融商品： 金融資産の減損	P.5

# 分類及び測定

# 分類及び測定

- FASBのスタッフはIASBに、FASBはこれ以上IASBとコンバージェンスされた分類モデルを追及することを辞め、基本的に米国基準を堅持するという最近の決定に関するアップデートを伝えた。
- IASBのスタッフは、審議会に、審議会はデュープロセスの要求事項が満たされていると納得しているかどうか、及びスタッフはそれらの修正に関する投票を進めても良いかについて質問した。
- 審議会は納得しており、スタッフは投票の手続を開始するべきだと述べた。しかしながら、二人の審議会メンバーはIFRS第9号に対する分類及び測定の修正事項に反対票を投じるつもりであると述べた。彼らは、第3の区分(その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの)の導入に同意をしていないからである。

# 金融資産の減損

## 減損 (1/4): デュー・プロセスのステップ、再公開草案等

- 今回の会議で、スタッフは審議会に以下について尋ねた。
  - 審議会は、IFRS第9号の減損に関する章に対してデュー・プロセスの要求が満たされたことに納得しているか否か
  - 審議会は、減損の章が再公開される必要はない、ということに賛成するか否か
  - 審議会は、減損に対する書面投票プロセスを始めるのに十分な協議及び分析が行われたということに納得しているか、また、IFRS第9号の減損の章の公表に反対するメンバーがいるか否か
- この会議に出席した全ての審議会メンバーは、スタッフが書面投票プロセスを開始することができることに納得し、賛成していることを示した。減損の章に関する反対意見はなかった。

## 減損 (2/4): IFRS第9号の強制発効日

- IASBは完成したIFRS第9号が全体(すなわち分類及び測定、減損並びにヘッジ会計)として適用される強制発効日について議論した。予想信用損失減損モデルの導入に必要な期間が大半の企業にとって最も多くの準備期間を必要とすると予想されるフェーズであることから、スタッフの分析は主にこの期間に重点を置いた。
- 金融機関は最終基準の公表日から3年間の準備期間が必要であるという、コメントレーターにおけるメッセージは明確であり、かつIASBのアウトリーチ活動においても支持された。この準備期間を設ける理由には、企業はリスクモデルを構築し、現在入手できていない情報を収集し、規制上の自己資本要求や規制改革との相互関係に伴う複雑性を管理することが必要となるであろうことが含まれる。更に、2013年の保険契約に関する公開草案に対する回答者はIFRS第9号と新しい保険契約基準の発効日は合わせるべきだとコメントした。当該回答者は、IFRS第9号の適用時期と新しい保険契約基準の適用時期との間の期間に生じるかもしれない新しい会計上のミスマッチの導入について懸念を持った。しかし、スタッフは保険契約に関する公開草案の中で提案された経過措置は、このような論点に対して十分に対応するだろうと指摘した。例えば、企業はこれらの問題が会計上のミスマッチを引き起こした場合には、保険契約基準の初度適用時に、公正価値オプションにて測定する金融資産を再指定し、その他の包括利益を通じて公正価値にて資本に対する投資を評価する指定を取り消すことが許容されるであろう。
- 2013年11月の会議において、IASBはIFRS第9号の強制発効日は2017年1月1日以後開始する事業年度よりも早くはならないことを確認することを暫定的に決定した。回答者が3年間の準備期間を指摘したことを考慮すると、いくつかの選択肢が、審議が完了した時点を中心として3年間の準備期間として当てはまる。審議会が2014年1月に審議を完了させたことを考慮して、スタッフは以下の2つの強制発効日を選択肢として識別した。
  - 2017年1月1日
  - 2018年1月1日

## 減損 (3/4): IFRS第9号の強制発効日

- 2017年1月1日に賛成する主要な意見は以下の通り。
  - 2017年の発効日とすることによって、直近の導入プロジェクトが勢いを維持し、途切れないようにできる。
  - 規制当局は予想損失減損モデルの適時の完成及び導入が最も重要であることを示唆していた。
  - IFRS第9号は広範囲の企業に適用可能になり、保険会社に対してのみ導入を遅らせることは不適切であろう。
  - 保険のプロジェクトは引き続き進行中であり、強制発効日は未だ確定していない。
- 2018年1月1日に賛成する主要な意見は以下の通り。
  - 審議会の決定は終了するまで暫定的であり、その導入は要求事項が公表されて初めて開始されるであろう。これは仮に発効日が2018年より前だとすると、3年間の準備期間を満たさないことを意味する。
  - IASBに保険プロジェクトを前進させる時間を与え、企業が、保険契約に対する最終の要求事項が何かより明確に理解することができるであろう。
- 審議会の間、審議会メンバーは、異なるアプローチと、2つの異なる選択肢に賛成する理由について議論した。浮かび上がった主要な議論の1つは、保険契約の会計によって影響を受けるであろう企業に対して、IFRS第9号の適用からの何らかの適用除外を作成することであった。審議会のアプローチは；
  - 保険契約の会計処理についてのプロジェクトが完了するまで、規制された保険会社へのIFRS第9号の適用を免除する。この場合グループの構造の中で、いくつかの企業はIAS第39号とIFRS第9号の両方を適用することとなり、結果として、グループの決算書の中で2つの基準がミックスして使用されることとなる。または、
  - 保険契約の会計処理についてのプロジェクトが完了するまで、保険契約の会計処理によって重要な影響を受ける企業へのIFRS第9号の適用を免除する。この場合重要な影響を受けない場合は、グループ全体としてIFRS第9号を適用することとなり、重要な影響を受ける場合はグループ全体として適用除外となる。



## 減損 (4/4): IFRS第9号の強制発効日

- これらの選択肢は両者とも他の審議会メンバーからの批判を浴びた。いくつかの企業は同じ法人の中で銀行及び保険会社として営業しており、規制された保険会社への適用除外は、現実的な選択肢ではない。従って、このアプローチを採用しても問題は解決しないであろう。次に、保険契約の会計処理によって重要な影響を受ける企業への適用免除は、構造上の機会が生じ、何をもって「重要」とするかについての判断を要求する。審議会メンバーの1名は、これは保険会社ではない企業にとって保険の子会社を買収する大きな機会となるだろうと批判した。
- 審議会メンバーの数名は、保険会社の苦しい状況に同情的であったが、これらのメンバーを別にすれば、IFRS第9号は単に保険会社だけでなく広範に適用され、かつ金融危機以来長い時間が経っており、可能な限り早く発効されなければならないと考えている。
- また審議会メンバーの数名は、保険のプロジェクトが2018年1月1日を発効日とできるように完了する保証はないことを指摘した。言い換えると、たとえIFRS第9号を2018年1月1日からのみ発効としたとしても、IFRS第4号(フェーズ2)の発効日と一致しないかもしれない。
- すべての議論を勘案し、また承認にかかる時間を考慮した後、審議会は2018年1月1日をIFRS第9号の強制適用の発効日として採用することを暫定的に決定した。

# Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,100名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**